

配置予定技術者に関する調書

商号又は名称

代表者氏名

工事番号

工 事 名

氏 名				
法令による免許等 (注2)				
最終学歴 (注3)				
監理技術者監理技術者資格者証	保有 ・ 無	保有 ・ 無	保有 ・ 無	
営業所における専任技術者 (注5)	該当 ・ 非	該当 ・ 非	該当 ・ 非	
現在従事している他の工事	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
※有の場合は、右欄も記入 (注6)	工 事 名			
	発 注 者			
	請負代金額			
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	専任期間 (注7)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	従事役職	監理技術者・主任技術者・ 現場代理人・その他（ ）	監理技術者・主任技術者・ 現場代理人・その他（ ）	監理技術者・主任技術者・ 現場代理人・その他（ ）
本工事と重複配置しないための 対応 (注8)				
雇用関係の確認 (注11)	①監理技術者資格証 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ④住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票 ⑤履歴事項全部証明書（法人における取締役の方）	①監理技術者資格証 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ④住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票 ⑤履歴事項全部証明書（法人における取締役の方）	①監理技術者資格証 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ④住民税特別徴収税額通知書又は源泉徴収票 ⑤履歴事項全部証明書（法人における取締役の方）	

○注意事項

- 1 配置予定技術者は3人以内で記載し、契約締結後は、原則この調書に記載した技術者の中から配置してください。やむをえず、この調書に記載した技術者以外の者を配置する場合は、新たに配置予定技術者に関する調書（資格要件・雇用関係の写し等の添付書類を含む）を作成の上、入札公告示した発注担当課に提出し協議すること。
- 2 本工事を受注するために必要と思われる免許等を記載してください（記載例：一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士、一級建築士等）。
また、**免許等を証する書面の写し**を添付してください。なお、実務経験による者は、必要年数分（実際に工事に配置されていた期間）の実務経験証明書又は経営事項審査申請時に提出した県民局受付印のある技術職員名簿の写しを添付してください。
- 3 最終学歴については、実務経験による者を配置予定の場合のみ記載してください。
- 4 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行ってください。
- 5 配置技術者は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないことが必要です。ただし、請負代金が建設業法施行令（昭和31年政令273号）第27条に定める金額未満である場合は、この限りではありません。
また、営業所における専任技術者は現場代理人になることはできませんので、ご注意ください。
- 6 現在従事している他の工事がある場合に記載してください。無い場合は、右欄の記載は不要です。
- 7 現在従事している他の工事において専任配置されていない（専任性が無い）場合は、専任期間欄は空欄で結構です。
- 8 本工事と重複配置しないための対応欄には、以下の例示を参考に対応策を記載ください。詳しくは、『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』監理技術者等の専任期間を参照のこと）

<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・「本工事に着手する前の〇月〇日には工事が完成しており後片付け等のみが残っている期間である」・「〇月〇日から〇月〇日まで工事を全面的に一時中止している期間である」等。

- 9 記載事項が多く、規定の用紙内だけでは記載できない場合は、別紙にて記載していただいても結構です。
- 10 「監理技術者資格者証」「営業所における専任技術者に該当」「現在従事している他の工事の有無」「従事役職」「雇用関係の確認」欄について、該当する事項に丸印を記載してください
- 11 配置予定技術者は、入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係が必要です。